

防衛省訓令第99号

非提供港湾施設の損失の補償に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

非提供港湾施設の損失の補償に関する訓令

改正 令和2年12月28日 防衛省訓令第67号

(通則)

第1条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第25条の規定に基づき設置された合同委員会の合意（昭和35年6月23日付け第1回合同委員会合意）により効力を有する「港湾取りきめ」（昭和28年3月12日付け第44回旧合同委員会合意）に基づく艦船による非提供港湾施設の無償使用によって、その施設の所有者又は管理者が被る損失の補償の処理については、この訓令に定めるところに

よる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 艦船 合衆国軍隊の所有する軍艦及び船舶並びに合衆国被用船舶（裸用船契約、航海用船契約及び期間用船契約によるものをいい、一部用船契約によるものは含まない。）をいう。

(2) 非提供港湾施設 港湾区域内にある泊地、岸壁、けい船浮標、けい船くい、棧橋及び浮棧橋並びに港湾法(昭和25年法律第218号)第44条の2第1項の入港料を徴収する港湾区域をいう。ただし、安全保障諸費で建設されたもの並びに地位協定第2条により施設及び区域として駐留軍に提供されたものを除く。

(3) 所有者又は管理者 次に掲げる者をいう。

ア 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者

イ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137

号) 第 2 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 さ れ た

漁 港 管 理 者

ウ 港 湾 施 設 を 所 有 す る 公 社

エ その他 港 湾 施 設 を 所 有 す る 者

( 損 失 の 補 償 )

第 3 条 地 方 防 衛 局 長 ( 東 海 防 衛 支 局 長 を 含 む 。 以 下 同  
じ 。 ) は 、 艦 船 が 非 提 供 港 湾 施 設 を 使 用 し た 場 合 に お  
い て 、 地 位 協 定 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 艦 船 が  
入 港 料 を 課 さ れ な い こ と に よ り 非 提 供 港 湾 施 設 の 所 有  
者 又 は 管 理 者 が 損 失 を 被 っ た と き は 、 そ の 者 の 申 請 に  
よ り そ の 損 失 を 補 償 す る も の と す る 。

( 損 失 補 償 の 処 理 区 分 )

第 4 条 この 訓 令 に よ る 補 償 は 、 1 年 を 上 半 期 ( 1 月 1  
日 から 6 月 3 0 日 ま で ) と 下 半 期 ( 7 月 1 日 から 1 2  
月 3 1 日 ま で ) の 2 期 分 に 分 け 、 上 半 期 の も の に つ い  
て は そ の 年 の 7 月 1 日 から 9 月 3 0 日 ま で 、 下 半 期 の  
も の に つ い て は そ の 翌 年 の 1 月 1 日 から 3 月 3 1 日 ま  
で の 間 に そ れ ぞ れ 処 理 す る も の と す る 。

(損失補償申請の手続)

第5条 地方防衛局長は、所有者又は管理者から損失補償の請求があったときは、その所有者又は管理者に別記第1号様式による非提供港湾施設損失補償申請書(以下「申請書」という。)を上半期のものについては7月中に、下半期のものについては1月中に提出させるものとする。

2 前項の申請書には、港湾施設の所在を示す図面、別記第2号様式による港湾施設使用証明書(以下「証明書」という。)、管理者が所有者と異なるときは管理権を証明する書類等を添付させるものとする。

(補償調書の作成及び損失補償額の算定)

第6条 地方防衛局長は、前条第1項の規定により申請書を提出させたときは、その申請書に基づき、その内容を調査して補償の範囲を定め、別記第3号様式による非提供港湾施設損失補償調書(以下「補償調書」という。)を作成し、これに基づき損失補償額を次条の規定により算出するものとする。ただし、その艦船が

商業貨物又は商用客を混載しているときの使用料は、商業貨物（商用客を含む。）の総積載貨物に対する比率で減額する。この場合において、商用客1人は、20トン（キロトン）として計算するものとする。

（使用料）

第7条 総トン数をもって表示された船舶の使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 第2条第3号アに掲げる者の管理する港湾施設については、港湾法第44条第1項の料金及び同法第44条の2第1項の入港料
- （2） 第2条第3号イに掲げる者の管理する港湾施設については、その漁港管理者の定める使用料。ただし、使用料の定めのないときは、第4号ただし書の規定に準じて算定した適正な額とする。
- （3） 第2条第3号ウに掲げる者の所有する港湾施設については、その公社の定める使用料
- （4） 第2条第3号エに掲げる者の所有する港湾施設については、その所有者が一般に使用させる

ため定めた使用料。ただし、近傍港湾施設の使用料に比し著しく高額に定められているとき、又は使用料の定めのないときは、その施設の減価償却費、維持修理費、管理費、固定資産税、適正な利潤、営業収支、艦船の当該施設使用総船舶に対する比率、近傍港湾施設の使用料等を勘案して算定した適正な額とする。

2 排水トン数のみをもって表示された艦船の使用料は、その艦船の排水トン数の1割増を総トン数とみなして前項の規定により算定する。

(損失補償額の決定)

第8条 地方防衛局長は、前2条の規定により損失補償額を算定したときは、必要に応じ、防衛施設地方審議会に諮問（東海防衛支局の事務に係る諮問は、近畿中部防衛局長が行う。）の上、損失補償額を決定するものとする。

(損失補償契約)

第9条 地方防衛局長は、前条の規定により損失補償額

を決定したときは、遅滞なく、別記第4号様式による非提供港湾施設損失補償契約書を作成し、その所有者又は管理者と補償契約を締結するものとする。

(異議がある場合の処置)

第10条 地方防衛局長は、所有者又は管理者が損失補償額に異議があつて、前条の補償契約が締結できないときは、その所有者又は管理者に別記第5号様式による非提供港湾施設損失補償額再審査要求書(以下「再審査要求書」という。)を提出させるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定により再審査要求書を提出させたときは、改めて書類審査又は実地調査をし、損失補償額に修正の必要を認めるときは、再審査要求書、申請書、補償調書等の関係書類の写しに地方防衛局長の意見を付して防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定による再審査要求関係書類の送付を受けたときは、その内容を審査し、損失補償額を決定し、地方防衛局長に通知するものとする。

4 地方防衛局長は、前項の規定による通知を受けたときは、再審査の要求をした者に通知した後、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(協議)

第11条 地方防衛局長は、特殊異例にわたるものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

2 地方防衛局長は、前項に定めるもののほか、第2条第3号エに掲げる者に係る事案の処理については、第8条の規定による諮問に先立ち、地方協力局長に協議しなければならない。

(委任規定)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第5条関係）

非提供港湾施設損失補償申請書

令和 年 月 日

防衛局長 殿  
東海防衛支局長

申請者 住所  
氏名

当局（又は当社）所有（又は管理）の港湾施設が駐留軍の艦船の使用によって下記の損失を受けたのでその損失を補償されたく申請する。

記

- 1 使用期間
- 2 港湾施設所在地
- 3 請求金額 金 円

艦船別内訳表

施設名	整理番号	艦船名	船種別	使用開始月日	延べ使用時間数	総トン数又は換算された総トン数	金額	
								計
計								

記載要領

- 1 船種別欄には、軍艦、軍用船及び被用船の別を記入すること。
- 2 排水トン数のみをもって表示された艦船については、その排水トン数の1割増を換算された総トン数として総トン数又は換算された総トン数欄に記入すること。
- 3 金額欄は、単価の種類により適宜増減すること。

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

Certificate of Docking

(港湾施設使用証明書)

Name of pier or buoy :

Classification (check appropriate one)

\_\_\_\_\_                      \_\_\_\_\_  
                    warship                      Other public vessel (transport, etc.)  
\_\_\_\_\_                      \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_                      chartered vessel                       $\left( \begin{array}{l} \text{Under the control of the United} \\ \text{States for official purposes} \end{array} \right)$   
\_\_\_\_\_

Gross tonnage (G / T) :

Displacement tonnage (D / T) :

Date of arrival :

Expected period of using pier or buoy (total hours)

From \_\_\_\_\_ To \_\_\_\_\_ (     )

Signature :

( Captain )

Date :

防衛局 東海防衛支局 整理番号	非提供港湾施設損失補償調書		令和 年 月 日調査
港湾施設所在地			令和 年 月 日支出
所有者又は 管理者の 住所氏名			
補償契約始期		その他の 参考事項	
補償契約終期			
総支払金額			

内訳表

岸		壁		浮		標	
単価		延べ総トン数	金額	単価		延べ隻数	金額
金額	時間・トン数			金額	時間・トン数		
計							
総計							

注： 岸壁、浮標以外の港湾施設に関する申請書を受理したときは、同様の様式で作成すること。



令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

再審査要求者の住所・氏名

非提供港湾施設損失補償額再審査要求書

令和 年 月 日付け 発第 号をもって通知された非提供港湾施設に関する補償額は、少額に失すると思われるので再審査を要求する。

記

- 1 港湾施設名
- 2 港湾施設の所在地
- 3 通知された補償額
- 4 再審査を要する理由
- 5 その他参考となる事項